

## 平成22年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見

平成22年度における内閣府所管4法人（国立公文書館、北方領土問題対策協会、沖縄科学技術研究基盤整備機構、国民生活センター）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

### 【所管法人共通】

（内部統制の充実・強化）

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」（平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項（①重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びに②ミッション等の達成を阻害する要因（リスク）の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応（以下①、②を合わせて「フォローアップ事項」という。））を示したところである。

#### 1 内部統制に関する評価の状況

##### (1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等（27法人）の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員会等（2法人）となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5府省の独立行政法人評価委員会等（6法人）でみられた。

## (2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況については、不十分であったものが4法人中1法人（国民生活センター）みられた（平成21年度業務実績の評価結果において言及されていなかった1法人は今回言及されていた。）。

今後の評価に当たっては、貴委員会の見解を評価結果において明らかにした上で、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

## 2. 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書<sup>(注1)</sup>、平成21年度業務実績の評価に関する二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置された第三者委員会等の報告書<sup>(注2)</sup>などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4とともに今後の評価において参考とされたい。

(注1) 「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月公表）では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。

(注2) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員会の報告書における指摘事項は、内部統制の充実・強化を図る上で参考となると考える。

(基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど一定のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。

また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、①被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、②震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、震災との因果関係等について、それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

## 【北方領土問題対策協会】

- ・ 北方領土返還要求運動については、第2期中期計画（平成20年度から24年度）において、「事業の実施による効果について、事業の内容の充実状況や国民の参加数等の状況、参加者の反応の状況等の指標により把握するとともに、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討する」こととされている。

貴委員会の評価結果をみると、北方領土返還要求運動について、事業の内容の充実状況や国民の参加数等の状況、参加者の反応の状況等当該事業の効果を測る基本的な指標に基づく評価は行われていない。また、啓発事業について、本法人では、この基本的な指標とは別の適切な指標を設定し、事業効果を測るとしているが、中期目標期間の半分以上が経過した現在においても、指標は設定されておらず、その具体的な検討状況も明らかになっていない。

今後の評価に当たっては、北方領土返還要求運動に係る事業を評価する上で前提となる参加者数等の基本的な情報を明らかにさせた上で、当該事業の効果を客観的かつ適切に評価するとともに、啓発事業による効果を把握することが可能な定量的な指標を早急に設定させ、厳格な評価を行うべきである。

- ・ 「北方領土を目で見る運動」（北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうために設置された啓発施設）については、第2期中期計画において、「保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する」こととされている。

貴委員会の評価結果をみると、施設来館者からの「有意義であった」とのアンケート調査結果だけをもって、好評価とされており、施設来館者からの具体的な改善要望の把握状況や同要望に対応した施設の改善状況も明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、啓発施設の更なる有効活用を図る観点から、施設来館者からの改善要望等の把握状況及び施設の改善状況等を明らかにさせた上で、施設の有効活用に向けた取組の適切性について評価を行うべきである。

- ・ 北方領土問題等に関する調査研究事業については、第2期中期計画において、調査研究結果を国民に対して分かりやすく情報提供するだけでなく、「事後における実施

効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る」こととされている。

貴委員会の評価結果をみると、当該調査研究事業については、計画どおり実施され、ホームページ等で公表されたことだけをもって評価が行われており、事後における実施効果の検証結果等に基づく事業の見直し状況についての評価は行われていない。

今後の評価に当たっては、調査研究事業の的確な見直しを促す観点から、個々の調査研究の実施効果を客観的かつ適切に測ることが可能な指標を早急に設定させた上で、成果の低い事業や必要性の低下した事業の積極的な改廃が適切に行われているか評価を行うべきである。

#### 【国民生活センター】

- ・ 本法人は、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事案などを早期かつ迅速に抽出するための「早期警戒指標」を開発し、これに基づく情報を消費者庁等に対して定期的に提供している。

「早期警戒指標」の整備に関しては、昨年度の当委員会意見として、「今後の評価に当たっては、早期警戒指標の有効性、情報提供の効果についても評価を行うべきである。」との指摘を行っている。

貴委員会の評価結果をみると、「早期警戒指標」のうち「急増指標」については、「急増指標を活用した情報提供を6件実施し、報道機関を通じて、消費者に注意喚起した」としているのみで、その有効性や情報提供の効果についての評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、「早期警戒指標」のうち「急増指標」について、消費者被害の未然防止・拡大防止にどう寄与しているかとの観点から、その有効性や情報提供の効果についての評価を行うべきである。